

「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」の策定について

1 策定に至る経緯

コンビニエンスストア等深夜スーパーマーケットを対象とした強盗に対する防犯対策については、平成11年10月に策定した防犯基準に基づき防犯指導等を行ってきたところであるが、深夜（夜10時から朝7時まで）におけるこれらを対象とした強盗事件は、その後も増加しており、特に本年は10月末現在633件で、前年同期比プラス285件（81.9%）と、急激に増加している。他方、非常通報装置、非常ベル等の防犯機器については、設置されていながらも、あまり活用が図られていない状況にある。

こうした状況にかんがみ、本年9月以降、関係省庁及び関係業界団体等とともに、当該防犯基準の見直しを行い、この度、新たな「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」を策定した。

2 主な改正点

- (1) チェーン本部・支部による店舗に対する指導体制の強化
防犯基準の指導・徹底を図るため、本部・支部は、系列各店舗に対する防犯指導担当者を指定するとともに、各店の防犯責任者に対して定期的（概ね月1回以上）に防犯指導することとした。
- (2) 新規採用従業員に対する指導の強化
入れ替わりが激しいアルバイト従業員等に対する防犯指導を強化するため、新規採用時における現場指導を徹底することとした。
- (3) 現金管理の徹底
レジ内の現金は釣り銭として必要な額に限定することとした。

3 今後の対応

コンビニエンスストア・スーパーマーケットの関係業界団体に対して、本防犯基準に沿った防犯対策の推進を要請するとともに、各都道府県警察に対して、本防犯基準に基づく防犯指導の実施、店舗への夜間の立寄り、警ら・警戒活動の強化等について指示することとしている。